

補聴器の購入費用の一部を助成します

※購入前に事前申請が必要です

加齢等により、耳の聞こえが悪くなると、コミュニケーションが困難になり、フレイルや認知症へ繋がる可能性があります。補聴器の利用で「聞こえ」が改善されることにより、いきいきとした生活が送れるように支援します。



対象となる方

以下の①～④の要件のすべてを満たす方

- ①町に在住で住民登録のある65歳以上
- ②住民税非課税・均等割りのみ課税の課税世帯で、町税と介護保険料の滞納がない
- ③身体障害者手帳(聴覚障害に係るものに限る)をもっていない
- ④難聴のため補聴器が必要であると耳鼻咽喉科医師が認めた人

助成内容

片側用または両側用の補聴器本体1台

※集音器の購入費、診察料、検査料、文書料、送料、その他購入のために要した費用は助成対象になりません。

上限25,000円(1人1回限り)

申請に必要な書類

- 高齢者補聴器購入費用助成金交付申請書(様式第1号)
- 高齢者補聴器購入費用助成に係る医師意見書(様式第2号)
- 高齢者補聴器の見積書(様式第2号に基づき作成されたもの)

申請方法

裏面をご確認ください。



河南町のカナちゃん

手順のながれ

※購入前に事前申請が必要です

手順1 高齢障がい福祉課 高齢福祉係 へ相談する。



事業の説明、申請に必要な書類をお渡ししますので、高齢障がい福祉課 高齢福祉係にご相談ください。

手順2 耳鼻科医のいる病院を受診する。 (様式第2号「医師意見書」作成)



窓口でお渡しする「医師意見書」の用紙を持って、耳鼻科医のいる病院を受診し、「医師意見書」を作成してもらってください。

※受診料、文書料、検査料などは自己負担です。

※受診の結果、治療が優先となる、障害者手帳を勧められる、補聴器装用とならない場合もあります。医師の指示に従ってください。

手順3 補聴器販売店等で見積もりの作成(様式自由)



補聴器販売店等で、購入する補聴器を選び、見積書を作成してもらってください。

手順4 高齢障がい福祉課 高齢福祉係 へ申請する →結果通知(請求書様式第5号同封)



●申請に必要な書類

高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)

高齢者補聴器購入費助成に係る医師意見書(様式第2号)

補聴器の見積書

※1月1日時点で河南町民でない方は世帯全員の課税証明書が必要です。

●審査後 助成金交付申請決定(却下)通知書を送付します。

手順5 補聴器を購入する



見積もりを作成した補聴器販売店で購入する。

※購入後、速やかに助成金の申請をする。

手順6 助成金の申請 下記書類を高齢障がい福祉課へ提出してください

補聴器購入費助成金請求書(様式第5号)

町が郵送した決定通知書(様式第3号)

補聴器を購入したときの領収書